

宮城県公報

行 県
宮 城
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 同時選挙の期日
○同時選挙における投票及び開票の順序(三件)

ページ

一 一

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十八号

亘理郡亘理町の議会議員一般選挙、亘理郡山元町の議会議員一般選挙、牡鹿郡女川町の町長選挙及び牡鹿郡女川町の議会議員一般選挙は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和元年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮選管告示第百三十九号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙及び亘理町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

令和元年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 投票の順序

- 宮城県議会議員一般選挙
- 亘理町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百四十号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙及び山元町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

令和元年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 投票の順序

- 宮城県議会議員一般選挙
- 山元町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百四十一号

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙、女川町議会議員一般選挙及び女川町長選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。

令和元年十月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 宮城県議会議員一般選挙

二 女川町議会議員一般選挙

三 女川町長選挙